

2014年度

定時総会議案書

と き 2014年5月31日(土)

15:00～

ところ 自治労会館3階会議室

公益社団法人 高知県自治研究センター

## 2014 年度定時総会次第

1. 開 会
2. 定足数報告
3. 理事長あいさつ
4. 総会議長選出
5. 議事録署名人選出
6. 議 事
  - (1) 報告事項  
2014 年度事業計画および 2014 年度収支予算について
  - (2) 議決事項
    - ① 第 1 号議案 2013 年度事業報告の承認について
    - ② 第 2 号議案 2013 年度収支報告の承認および監査報告について
    - ③ 第 3 号議案 任期満了に伴う役員の改選（案）について
    - ④ 第 4 号議案 定款変更(案)について
    - ⑤ その他
7. 議長退任
8. 閉 会

## 2014 年度事業計画

### 1. 地方自治と公共サービスをめぐる特徴的な情勢

〈3.11 から私たちが学んだこと〉

① 2011 年 3 月 11 日発生した東日本大震災から 3 年が経過しました。依然復旧、復興は十分ではありません。本格的な復興のためには、安定的な雇用確保など住民の生活再建にむけた施策とともに、住民にとってのセーフティネットとしての自治体の機能を強化していく必要があります。

② 地震と津波による被害は甚大でしたが、これは「自然災害」ですので時間を掛けて乗り越えるしかないのでしょうか。しかし、原発事故については、巨大システムに対する根拠のない安全神話やコスト論、環境負荷論に基づく過信が招いた「人災」と言わざるを得ません。このような、一旦事故が発生すれば制御不能に陥るような巨大システムに安易に依存してきたこれまでのあり方を見直すべき機会とすべきと考えます。

福島第一原発については、2013 年 11 月 18 日より使用済み核燃料プールに保管している燃料の取り出しが開始され、廃炉に向けた新たなステップに進んだといえますが、一方で原発再稼働の動きがあることに留意しなければなりません。現在のところすべての原発が、点検停止中であるものの、各地で再稼働に向けた安全審査申請がなされています。

しかしながら、原発の安全神話は崩壊し、原子力政策の破綻は一層鮮明になっています。福島第一原発事故の甚大な被害の事実を踏まえ、再稼働をさせない、原発に頼らない自然エネルギー、再生可能エネルギーの拡大など、安全で安心できるエネルギー政策に転換すべきだと考えます。

③ 高知県においても、近い将来起こると予想されている南海大地震による津波の上限予測値が公表されましたが、人口や県内の政治・経済産業機能の高知市を中心とした海岸部への極端な集中という現状のあり方を含め、大規模な地震と津波を想定したまちづくり、地域づくりに早急に着手していく必要があります。

また、沿岸部の市町村においても、南海トラフ巨大地震の新想定を受け、防災の拠点施設となる庁舎等の高台移転などの議論が活発化しています。

## 〈地方自治をめぐる〉

- ① 地方制度調査会答申を受けて設置された総務省「基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会」について、小規模市町村に対する都道府県の補完措置のあり方などの動向を注視するとともに、新たな広域連携に係る地方自治法改正対策にも注視が必要です。

また、地方交付税の算定に関して、行革指標などを用いて算定する「地域の元気創造事業費」を創設しています。これは本来、客観・中立的であるべき地方交付税制度に反するものであり、地方財政には大きな問題です。国が政策誘導的に行革指標を用いるこのような方法は、地方自治の本旨に反するものです。

- ② しかしながら、この間、推し進められてきた集中改革プランや市町村合併によって、自治体職員をはじめとする公共サービスの担い手は減少の一途を辿っており、元々OECD諸国中でも公務員数が少ない(労働力人口に占める割合 6.7% : OECD諸国の平均は 15%、OECD諸国でも下から 2 番目の 33 位) なかで、地方分権により権限・財源に併せて業務が増加することに十分対応できるかという不安が地方自治体に広がっています。公民を問わない公共サービスの担い手の早急な確保と、担う分野の役割分担が必要です。

- ③ また、道州制推進の議論については、道州制が地方分権につながるか不明確であることや国民的な議論が不十分であることなどから、拙速な検討および法案提出とならないよう与党、地方三団体などの動向等の注視が必要です。

## 〈高知県の状況〉

- ① 2010 (平成 22) 年国勢調査の確定数によると、高知県の人口は 764,456 人で、5 年前よりも 31,836 人、4.0% の大幅な減少となっており、また、高齢化率においても 28.8% と、いずれも全国平均を大きく上回るスピードで進行しています。また、高知市への一極集中傾向や市部と中山間地域との格差拡大傾向は、依然として続いています。

- ② 高知県の県民所得 (2010 年) は、依然として下位に位置したままです。また、その他の経済指標等でも、高知県の場合は全国平均で見れば下位に位置する項目が多いのが実態です。しかし、一方で自然環境や食材の豊かさなど高知ならではの強みもあり、地域の持つ潜在能力は高いものと思われま。GDP (国内総生産) の数字に捕らわれ発展と拡大のみを是とするのであれば、人間同士の「人と

人とのつながり」や自然環境を犠牲にせざるを得ず、持続的な社会の安定は困難です。

むしろ、後進性や地域性を逆手に取って、高知県で生活することを肯定的に捉え、物質的、精神的なより良いバランスを意図的に追求するGNH（国民総幸福量）の向上を目指すなどという方向に、発送を転換させる必要があるのではないかと思います。

## 2. 基本的活動について

(1) 組織運営については、定款に基づき、理事会での議論を活性化させるとともに、会員相互間における問題意識等についての率直かつ丁寧な意見交換を大切にしたい調査研究活動を行います。

(2) 活動の基本に、地域に根ざして地域に貢献できる研究を行っていくことを据え、県民福祉の向上や新たなコミュニティビジネスモデルの創出、地域の活性化などの実践的研究にとりくみます。

(3) 県民の公益に資するべく「調査・研究事業」に重点を置いた活動を行います。「調査・研究事業」は、引き続き中長期的な視野に立った「基礎研究」と「地域・団体などの要請に応じた一般研究」の二本立てとし、中心となる「基礎研究」のテーマは、「高知県におけるコミュニティ再生・創出、維持についての研究」とします。

事業実施に当たっては、研究者を中心としながら、広く研究員を募り、チーム体制で進めます。研究成果については、成果物として仕上がった段階で報告書を発行するとともに、ホームページへの掲載で一般公開します。

## 3. 2014年度の具体的活動

### (1) 組織体制の確立について

① 2012年4月1日付で「公益社団法人 高知県自治研究センター」に移行し、3年目を迎えます。

公益社団法人としての目的を達成するため、公益目的事業のさらなる深化と活性化に全力を挙げるとともに、成果物についてはこれまで同様、一般県民に

必ず公表することとします。

- ② 定款に基づき、総会、理事会等の円滑な運営を図るとともに、研究活動の点検や新たな研究テーマの設定などセンターの基本的活動のあり方や組織運営方針などについて、討議を深めます。また、定款に基づく運営に遺漏のないよう、事務局機能の強化を図ります。
- ③ 団体および個人会員の拡大に努めます。

## (2) 2014年度の調査・研究活動

- ① 「産業福祉政策研究」については、これまでの「庭先集荷」事業の関係者へのヒアリングの結果などにより、事業参加によって高齢者の生きがいの向上や健康増進が明らかになってきています。

これらのことを通じて、これまでの研究を発展させる視点から、「産業福祉」について「政策論」として確立させていくことが大切です。そのため、高齢者の経済的・社会活動と健康との関係について保健医療の観点から検証し、その関係性を明らかにすることが重要であるとの認識から、引き続き、「日本福祉大学」と共同のもと調査・研究活動を行います。

- ② 「高知市における中心市街地再生のための施策についての研究」については、研究チームとして対象地域を「新屋敷2丁目」に設定しました。これを踏まえ、既の実施した新屋敷2丁目での住民アンケート調査結果の分析を行い、その内容を新屋敷地区の自治会総会の場をお借りして、地元住民への説明と情報の還元を行っています。また、分析結果についてクロス集計も行っており、モデル地区の状況について精度を高める分析作業を引き続き行います。また、モデル地区に長く居住する方に丁寧なヒアリングを行い、地域の推移を詳細に聞き取るなどの作業も並行して実施します。

これらの作業を行ったうえで、研究の目的である、地域で世代が循環して「住む」ことを持続させるためには、地域に何が必要で、行政施策として何が求められるのか、との議論を集中して行い、「中心市街地の空洞化対策に向けた主たる課題と問題点」のまとめづくりの作業に着手します。

- ③ 高齢化の進展等により、介護を要する人を社会全体で支える新たな仕組みとしての介護保険制度が、2000年4月から導入されて14年が経過しています。全国を10年～20年先取りして高齢化が進行している高知県の現状に着眼し、

「高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究」については、介護保険制度を補完する仕組みが地域でつくれないか、という問題意識に基づく研究に着手します。

具体的には、介護サービスの受け手である介護を必要とする人たちが、介護保険制度にどれだけの満足感を持ち、反対にどのような不満や不安をもっているか、あるいは何を必要としているか等のアンケート調査等を実施します。

また、このような問題意識をもって、高齢者がどのような暮らしを求めているのかも含めた調査・研究活動を引き続き行います。

### (3) 研究会・セミナーの開催

- ① セミナーについては、上記の調査・研究に関連する内容を中心に継続的に行えるセミナーを開催します。

また、変化の早い社会状況に左右されることなく、動きの底流に視点をあてる時事的テーマによるセミナーの開催も追求します。

- ② 連続講座として「3.11 東日本大震災から高知は学ぶ」シンポジウムを開催することとし、本年度については、これまでの3回のシンポジウムで学んできたことを踏まえて、「これからの高知県でどう活かしていくのか」ということをポイントにおいて、第4回目のシンポジウムを開催します。

### (4) 自治研究センター年報の作成について

- ① 高知県自治研究センターが2005年12月に再建してから、まもなく10年を迎えようとしています。

この間の各々の調査・研究活動の研究成果については、成果物として仕上がった段階で報告書を発行するとともに、ホームページへの掲載等で一般公開をしています。

- ② 加えて、これまでの高知県自治研究センター全体としての研究到達点を把握する意味から、また、研究成果を広く県民に還元する意味からも、自治研究センター年報を作成します。

# 2014年度収支予算

2014年 4月 1日から2015年 3月31日まで

公益社団法人 高知県自治研究センター

一般会計

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
1. 事業活動収入				
会費収入	[ 1,467,000 ]	[ 7,166,000 ]	[ △ 5,699,000 ]	
団体会員費	1,430,000	7,130,000	△ 5,700,000	
個人会員費	37,000	36,000	1,000	
寄付金収入	[ 5,800,000 ]	[ 5,000 ]	[ 5,795,000 ]	
寄付金収入	5,800,000	5,000	5,795,000	
雑収入	[ 5,000 ]	[ 5,000 ]	[ 0 ]	
受取利息収入	5,000	5,000	0	
事業活動収入計	7,272,000	7,171,000	101,000	
2. 事業活動支出				
事業費支出	[ 5,930,000 ]	[ 5,930,000 ]	[ 0 ]	
事務費	( 70,000 )	( 70,000 )	( 0 )	
消耗品費	70,000	70,000	0	
研究費	( 3,250,000 )	( 3,250,000 )	( 0 )	
研究調査費	800,000	800,000	0	
研究費	500,000	500,000	0	
旅費	1,250,000	1,050,000	200,000	
報償費	700,000	900,000	△ 200,000	
集会講座費	( 600,000 )	( 600,000 )	( 0 )	
調査費	( 760,000 )	( 760,000 )	( 0 )	
書籍・雑誌購入	450,000	450,000	0	
調査行動費	310,000	310,000	0	
出版費	( 1,250,000 )	( 1,250,000 )	( 0 )	
資料印刷費	550,000	550,000	0	
報告書作成費	700,000	700,000	0	
管理費支出	[ 6,150,000 ]	[ 6,150,000 ]	[ 0 ]	
事務費	( 1,590,000 )	( 1,690,000 )	( △ 100,000 )	
消耗品費	300,000	300,000	0	
通信費	490,000	590,000	△ 100,000	
諸費	600,000	600,000	0	
支払手数料	200,000	200,000	0	
会議費支出	( 500,000 )	( 500,000 )	( 0 )	
総会・理事会費	400,000	400,000	0	
諸会議費	100,000	100,000	0	
賃貸料支出	( 360,000 )	( 360,000 )	0	
人件費支出	( 3,700,000 )	( 3,600,000 )	( 100,000 )	
事業活動支出計	12,080,000	12,080,000	0	
事業活動収支差額	△ 4,808,000	△ 4,909,000	101,000	
<b>II 投資活動収支の部</b>				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	[ 200,000 ]	[ 200,000 ]	[ 0 ]	
退職給付引当資産取得支出	200,000	200,000	0	
特定費用準備資金	[ 800,000 ]	[ 0 ]	[ 800,000 ]	
公益認定記念事業積立金	800,000	0	800,000	
投資活動支出計	1,000,000	200,000	800,000	
投資活動収支差額	△ 1,000,000	△ 200,000	△ 800,000	
<b>III 財務活動収支の部</b>				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
<b>IV 予備費支出</b>	[ 147,273 ]	[ 481,466 ]	[ △ 334,193 ]	
当期収支差額	△ 5,808,000	△ 5,109,000	△ 699,000	
前期繰越収支差額	5,955,273	5,590,466	364,807	
次期繰越収支差額	147,273	481,466	△ 334,193	

# 2013 年度事業報告

## I. 組織運営について

### 1. 2013 年度定時総会の開催

- (1) 日 時 2013 年 6 月 22 日 (土) 午後 3 時～3 時 45 分
- (2) 場 所 自治労会館 3 階会議室
- (3) 出席状況 会員総数 62 名 (団体会員 26 名、個人会員 36 名) 中  
52 名 (団体会員 25 名、個人会員 27 名) 出席  
うち 13 名 (団体会員 7 名、個人会員 6 名) 書面表決書  
10 名 (団体会員 6 名、個人会員 4 名) 委任状
- (4) 議 事  
第 1 号議案 2012 年度事業報告  
第 2 号議案 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録の承認

### 2. 理事会の開催について

#### (1) 2013 年度第 1 回理事会

- ① 日 時 2013 年 6 月 22 日 (土) 午後 1 時 30 分～2 時 20 分
- ② 場 所 自治労会館 2 階会議室
- ③ 出席状況 理事・監事 15 名中 9 人出席
- ④ 議 事  
第 1 号議案 2013 年度事業報告  
第 2 号議案 貸借対照表・正味財産増減計算書、財産目録の承認

#### (2) 2013 年度第 2 回理事会

- ① 日 時 2013 年 12 月 14 日 (土) 午後 1 時 30 分～2 時 30 分
- ② 場 所 自治労会館 2 階会議室
- ③ 出席状況 理事・監事 15 名中 10 名出席
- ④ 議 事  
第 1 号議案 新規会員の承認について  
第 2 号議案 2013 年度の調査・研究活動の進捗状況について  
第 3 号議案 2013 年度のセミナー・シンポジウムの開催について  
第 4 号議案 寄附の受け入れについて

(3) 2013年度第3回理事会

- ① 日 時 2014年3月15日(土) 午後1時30分～3時
- ② 場 所 自治労会館2階会議室
- ③ 出席状況 理事・監事15名中13名出席
- ④ 議 事
  - 第1号議案 2014年度事業計画(案)について
  - 第2号議案 2014年度収支予算(案)について

## II. 2013年度の調査・研究活動について

### 1. 産業福祉政策研究

(1) 2013年度研究活動の内容

- ① 2007年秋から始まった高知県自治研究センターの実証実験を経て、2010年度からは、黒潮町全域を対象として行われている「庭先集荷」事業について、これまで関係者(事業参加者、事業支援者)へのヒアリングの結果、事業参加によって高齢者の生きがいの向上や健康増進が明らかになっている。
- ② これらのことを通じて、これまでの研究をさらに発展させるため、高齢者の経済的・社会活動と健康との関係について保健医療の観点から検証し、その関係性を明らかにすることが重要であるとの認識から、「日本福祉大学」協力のもと調査・研究活動を開始している。

(2) 研究体制

黒潮町研究チーム  
日本福祉大学

(3) 活動経過

1月22日(水)～23日(木)  
黒潮町研究チームと日本福祉大学との協議  
<黒潮町役場>

### 2. 高知市における中心市街地再生のため施策についての研究

(1) 2013年度研究活動の内容

- ① 2011年12月(加賀野井地区)と2012年1月(新屋敷2丁目)に実施した住

民アンケートの集約作業を行い、社会人研究チーム会議を経て、研究対象地区を新屋敷2丁目に決定している。併せて、対象地区の抱える固有の課題や問題点等に焦点を当て、それらを掘り下げていく議論を行うとともに、アンケートから明らかになった新屋敷地区の現状を地元自治会を通じて住民に還元を行うなど、対象地区の状況について精度を高めるための分析作業も実施している。

## (2) 研究体制

座長 鈴木 啓之 (高知大学人文学部教授)  
研究員 山村 一正 (高知県自治研究センター理事)  
小坂 雄一郎 (不動産鑑定士)  
岡部 早苗 (高知県建築士会理事)  
森岡 眞秋 (高知市生涯学習課)  
田村 智志 (高知市総合政策課)  
瀬川 孝一 (社会調査士)  
事務局 石川 俊二 (高知県自治研究センター)

## (3) 活動経過

2013年4月21日(日) 第8回研究チーム会議<高知大学>  
4月30日(火) 第9回研究チーム会議<高知大学>  
5月10日(金) 新屋敷地区自治会への説明会<八反町集会所>  
6月11日(火) 第10回研究チーム会議<高知大学>  
10月3日(木) 第11回研究チーム会議<高知大学>  
2014年3月28日(金) 第12回研究チーム会議<高知大学>

## 3. 高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究

### (1) 2013年度研究活動の内容

- ① 高齢化社会の到来に伴う介護問題の解決には介護保険制度だけで対応することは不可能であり、これを補完する仕組みを含めた地域におけるケアシステムが必要であることは言うまでもない。
- ② そのためにも要となる介護保険制度の問題点等を浮き彫りにする必要があるため、アンケート調査を実施するべく、研究活動に着手したものの、市町村が策定する第6期介護保険事業計画(2015年-2017年)に係る日常生活圏域ニーズ調査が、2013(平成25)年度に実施されることとなったため、被保険者の混乱等を防ぐことなどから、アンケート調査を一旦保留とし検討を行っている。

## (2) 研究体制

研究員	田中 きよむ (高知県立大学 社会福祉学部教授)
	後藤 由美子 (高知県立大学 社会福祉学部准教授)
	戸田 靖 (高知市介護保険課)
	中山 順子 (中土佐町健康福祉課・地域包括支援センター)
	津野 美由紀 (中土佐町社会福祉協議会・デイサービスセンター)
	濱野 安一 (高退連事務局長)
	折田 晃一 (高知県自治研究センター副理事長)
事務局	津野 誠 (高知県自治研究センター)

## (3) 活動経過

4月20日(土)	第1回研究チーム会議<自治労会館>
5月25日(土)	第2回研究チーム会議<自治労会館>
7月20日(土)	第3回研究チーム会議<自治労会館>
9月7日(土)	第4回研究チーム会議<自治労会館>
10月5日(土)	第5回研究チーム会議<自治労会館>
11月23日(土)	第6回研究チーム会議<自治労会館>

## Ⅲ. 研究会・セミナーの開催

### 1. セミナーの開催

(テーマ) …特定秘密保護法・TPP・アベノミクスがもたらすこの国の行方

- ① 日時 2014年1月16日(木) 午後6時～8時
- ② 場所 高知共済会館
- ③ 講師 内山 節(哲学者)
- ④ 出席者 58名

### 2. シンポジウムの開催

(テーマ) …第3回「3.11 東日本大震災から高知は学ぶ」

～被災地を知る。そして、一事前復興～を考える。～

- ① 日時 2014年2月1日(土) 午後1～5時
- ② 場所 黒潮町立 大方あかつき館
- ③ 内容 報告1「被災当時の事実を知る」～奇跡の生還者より  
<講師> 三浦勝美 宮城県南三陸町役場係長

報告2 「復旧・復旧の状況と、今を知る」

＜講師＞ 及川 貢 宮城県南三陸町役場主幹

報告3 「事前復興を模索する取り組みを知る」

＜講師＞ 浜 大吾郎 徳島県美波町役場主幹

パネルディスカッション「事前復興を考える」

パネラー 三浦勝美・及川貢・浜大吾郎・大山泰志

(高知新聞社記者)

コーディネーター 松本敏郎 (黒潮町役場情報防災課長)

④ 出席者 113名

【活動日誌】

日	曜日	会議名等	場所・参加人数等
4/20	土	高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究チーム 第1回会議	自治労会館、 研究員7名、事務局1名
4/21	日	「高知市における中心市街地再生のための施策についての研究」 第8回社会人チーム会議	高知大学、 研究員3名、事務局1名
4/30	火	「高知市における中心市街地再生のための施策についての研究」 第9回社会人チーム会議	高知大学、 研究員6名、事務局1名
5/10	金	「高知市における中心市街地再生のための施策についての研究」 新屋敷地区自治会への説明会	八反町集会所 研究員2名、事務局1名
5/25	土	高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究チーム 第2回会議	自治労会館、 研究員7名、事務局1名
6/11	火	「高知市における中心市街地再生のための施策についての研究」 第10回社会人チーム会議	高知大学、 研究員3名、事務局1名
6/22	土	2013年度第1回理事会  2013年度定時総会	自治労会館、理事7名、監事 2名、事務局3名  自治労会館、 団体12名、個人17名
7/20	土	高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究チーム 第3回会議	自治労会館、 研究員7名、事務局1名
9/7	土	高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究チーム 第4回会議	自治労会館、 研究員7名、事務局1名
10/3	木	「高知市における中心市街地再生のための施策についての研究」 第11回社会人チーム会議	高知大学、 研究員4名、事務局1名
10/5	土	高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究チーム 第5回会議	自治労会館、 研究員6名、事務局2名
11/23	土	高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究チーム 第6回会議	自治労会館、 研究員6名、事務局2名
12/14	土	2013年度第2回理事会	自治労会館、理事9名、監事 1名、事務局2名
1/16	木	セミナー 「特定秘密保護法・TPP・アベノミクスがもたらすこの国の行方」	高知共済会館、 58名
22	水	黒潮町研究チームと日本福祉大学との協議	黒潮町役場
2/1	土	シンポジウム 「第3回 3.11 東日本大震災から高知は学ぶ」	黒潮町立大方あかつき館、 113名
3/15	土	2013年度第3回理事会	自治労会館、理事11名、監事 2名、事務局3名
3/28	金	「高知市における中心市街地再生のための施策についての研究」 第12回社会人チーム会議	高知大学、 研究員4名、事務局1名

第2号議案

2013年度収支報告

貸借対照表

2014年 3月31日現在

公益社団法人 高知県自治研究センター

一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	5,955,273	5,590,466	364,807
流動資産合計	5,955,273	5,590,466	364,807
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	267,870	93,420	174,450
特定資産合計	267,870	93,420	174,450
(3) その他固定資産			
什器備品	0	2,289,445	△ 2,289,445
減価償却累計額	0	△ 2,289,445	2,289,445
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	267,870	93,420	174,450
資産合計	6,223,143	5,683,886	539,257
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	6,223,143	5,683,886	539,257
正味財産合計	6,223,143	5,683,886	539,257
負債及び正味財産合計	6,223,143	5,683,886	539,257

# 正味財産増減計算書

2013年 4月 1日から2014年 3月31日まで

公益社団法人 高知県自治研究センター  
一般会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	[ 1,379,000 ]	[ 6,984,000 ]	[ △ 5,605,000 ]
団体会員費	1,330,000	6,930,000	△ 5,600,000
個人会員費	49,000	54,000	△ 5,000
受取寄付金	[ 5,800,000 ]	[ 0 ]	[ 5,800,000 ]
受取寄付金	5,800,000	0	5,800,000
雑収益	[ 668 ]	[ 1,254 ]	[ △ 586 ]
受取利息収入	668	1,254	△ 586
その他の事業活動収入	[ 0 ]	[ 400,000 ]	△ 400,000
その他の事業活動収入	0	400,000	△ 400,000
経常収益計	7,179,668	7,385,254	△ 205,586
(2) 経常費用			
事業費	[ 1,674,995 ]	[ 2,010,886 ]	△ 335,891 ]
事務費	( 250 )	( 0 )	250 )
消耗品費	250	0	250
研究費	( 1,354,915 )	( 1,244,247 )	( 110,668 )
研究調査費	396,173	270,032	126,141
研究費	45,000	45,000	0
報償費	367,522	610,466	△ 242,944
旅費	546,220	318,749	227,471
集会講座費	( 143,910 )	( 441,469 )	( △ 297,559 )
調査費	( 14,520 )	( 14,520 )	( 0 )
書籍・雑誌購入費	14,520	14,520	0
出版費	( 161,400 )	( 310,650 )	( △ 149,250 )
資料印刷費	71,400	185,850	△ 114,450
報告書作成費	90,000	124,800	△ 34,800
管理費	[ 4,965,416 ]	[ 4,832,809 ]	[ 132,607 ]
事務費	( 875,931 )	( 766,603 )	( 109,328 )
消耗品費	64,407	26,717	37,690
通信費	132,475	121,929	10,546
諸費	572,889	512,957	59,932
支払手数料	106,160	105,000	1,160
会議費	( 200,844 )	( 260,810 )	( △ 59,966 )
総会・理事会費	193,993	205,810	△ 11,817
諸会議費	6,851	55,000	△ 48,149
賃貸料	( 360,000 )	( 360,000 )	( 0 )
人件費	( 3,528,641 )	( 3,445,396 )	( 83,245 )
経常費用計	6,640,411	6,843,695	△ 203,284
評価損益等調整前当期経常増減額	539,257	541,559	△ 2,302
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	539,257	541,559	△ 2,302
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	539,257	541,559	△ 2,302
一般正味財産期首残高	5,683,886	5,142,327	541,559
一般正味財産期末残高	6,223,143	5,683,886	539,257
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	6,223,143	5,683,886	539,257

# 収支計算書

2013年 4月 1日から2014年 3月31日まで

公益社団法人 高知県自治研究センター  
一般会計

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
1. 事業活動収入				
会費収入	[ 7,166,000 ]	[ 1,379,000 ]	[ 5,787,000 ]	
団体会員費	7,130,000	1,330,000	5,800,000	23団体
個人会員費	36,000	49,000	△ 13,000	34名
寄付金収入	0	[ 5,800,000 ]	△ 5,800,000	
寄付金収入	0	5,800,000	△ 5,800,000	寄付金収入
雑収入	[ 5,000 ]	[ 668 ]	[ 4,332 ]	
受取利息収入	5,000	668	4,332	預金利息
その他の事業活動収入	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	
その他の事業活動収入	0	0	0	
事業活動収入計	7,171,000	7,179,668	△ 8,668	
2. 事業活動支出				
事業費支出	[ 5,930,000 ]	[ 1,674,995 ]	[ 4,255,005 ]	
事務費	( 70,000 )	( 250 )	( 69,750 )	
消耗品費	70,000	250	69,750	航空写真コピー代
研究費	( 3,250,000 )	( 1,354,915 )	1,895,085	
研究調査費	800,000	396,173	403,827	行動旅費、アンケート調査 新屋敷説明会テープおこし、研究チーム会議
研究費	500,000	45,000	455,000	非常勤研究員旅費・日当
旅費	1,050,000	546,220	503,780	旅費等
報償費	900,000	367,522	532,478	謝礼等
集会講座費	( 600,000 )	( 143,910 )	( 456,090 )	会場費等
調査費	( 760,000 )	( 14,520 )	( 745,480 )	
書籍・雑誌購入	450,000	14,520	435,480	書籍購入
調査行動費	310,000	0	310,000	
出版費	( 1,250,000 )	( 161,400 )	( 1,088,600 )	
資料印刷費	550,000	71,400	478,600	チラシ印刷
報告書作成費	700,000	90,000	610,000	テープ起こし等
管理費支出	[ 6,150,000 ]	[ 4,965,416 ]	[ 1,184,584 ]	
事務費	( 1,690,000 )	( 875,931 )	( 814,069 )	
消耗品費	300,000	64,407	235,593	ホトポート、封筒、コピー用紙
通信費	590,000	132,475	457,525	電話、宅急便、FAX送料、振込手数料、切手代
諸費	600,000	572,889	27,111	コピー代、パソコン・コピー機代 PSS会員費、公益法人会計インストール
支払手数料	200,000	106,160	93,840	顧問報酬料、納税証明書代
会議費支出	( 500,000 )	( 200,844 )	( 299,156 )	
総会・理事会費	400,000	193,993	206,007	総会・理事会費用
諸会議費	100,000	6,851	93,149	会計監査費用
賃借料支出	( 360,000 )	( 360,000 )	( 0 )	事務所家賃(光熱水道料含)
人件費支出	( 3,600,000 )	( 3,528,641 )	( 71,359 )	事務局職員給与、福利厚生等
事業活動支出計	12,080,000	6,640,411	5,439,589	
事業活動収支差額	△ 4,909,000	539,257	△ 5,448,257	
<b>II 投資活動収支の部</b>				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
固定資産取得支出	0	0	0	
什器備品購入支出	0	0	0	
職員退職給付引当資産取得支出	[ 200,000 ]	[ 174,450 ]	[ 25,550 ]	
職員退職給付引当資産取得支出	200,000	174,450	25,550	
投資活動支出計	200,000	174,450	25,550	
投資活動収支差額	△ 200,000	△ 174,450	△ 25,550	
<b>III 財務活動収支の部</b>				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
<b>IV 予備費支出</b>	[ 481,466 ]	0	[ 481,466 ]	
当期収支差額	△ 5,109,000	364,807	△ 5,473,807	
前期繰越収支差額	5,590,466	5,590,466	0	
次期繰越収支差額	481,466	5,955,273	△ 5,473,807	

## 財産目録

2014年 3月31日現在

公益社団法人 高知県自治研究センター

一般会計

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
預金	普通預金		5,955,273
流動資産合計			5,955,273
(固定資産)			
特定資産			
	退職給付引当資産		267,870
	退職給付引当資産		267,870
固定資産合計			267,870
資産合計			6,223,143
正味財産			6,223,143

# 監査報告書

公益社団法人 高知県自治研究センター  
理事長 山本晋平 殿

私たち監事は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2. 監査意見

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

平成 26 年 5 月 17 日

公益社団法人 高知県自治研究センター  
監 事 濱野 安一

公益社団法人 高知県自治研究センター  
監 事 諸石 恵子

### 第3号議案

任期満了に伴う役員改選（案）について

## 公益法人定款(改正案)

### 公益社団法人高知県自治研究センター 定款

#### 第1章 総則

(名称) 第1条 この法人は、公益社団法人高知県自治研究センター(以下「この法人」という。)と称する。

(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を高知県高知市鷹匠町2丁目5番47号に置く。

#### 第2章 目的及び事業

(目的) 第3条 この法人は、高知県における自治のあり方や自治体行政課題などについて総合的な調査研究を行い、住民に密着した民主的な自治体行政を推進することを目的とする。

(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 資料センターとしての事業  
地方自治関係法、都市町村問題、環境問題、住民福祉とサービスの税財政など自治体政策に関するあらゆる文献と資料の収集と整理を行い、各自治体の要請に応える。
- (2) 研究事業  
地方自治のあり方、自治体経営、地方行政、地域福祉の推進など自治体施策の研究を行う。
- (3) 教育、調査活動の事業  
前2号と関連する調査の受託、研究会、講演会などの開催を行う。
- (4) 編集・刊行を行う事業  
政策に関する定期刊行物、その他資料図書の編集を行う。
- (5) その他この法人の公益目的を達成するため必要とする事業  
前項の事業は、高知県において行うものとする。

#### 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の目的に賛同し、入会した者をもって会員とする。

2. 会員の種類は、次のとおりとする。  
(1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
3. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならぬ。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、別に定める額(以下「会費」という。)を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

## 公益法人定款(現行)

### 公益社団法人高知県自治研究センター 定款

#### 第1章 総則

(名称) 第1条 この法人は、公益社団法人高知県自治研究センター(以下「この法人」という。)と称する。

(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を高知県高知市鷹匠町2丁目5番47号に置く。

#### 第2章 目的及び事業

(目的) 第3条 この法人は、高知県における自治のあり方や自治体行政課題などについて総合的な調査研究を行い、住民に密着した民主的な自治体行政を推進することを目的とする。

(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 資料センターとしての事業  
地方自治関係法、都市町村問題、環境問題、住民福祉とサービスの税財政など自治体政策に関するあらゆる文献と資料の収集と整理を行い、各自治体の要請に応える。
- (2) 研究事業  
地方自治のあり方、自治体経営、地方行政、地域福祉の推進など自治体施策の研究を行う。
- (3) 教育、調査活動の事業  
前2号と関連する調査の受託、研究会、講演会などの開催を行う。
- (4) 編集・刊行を行う事業  
政策に関する定期刊行物、その他資料図書の編集を行う。
- (5) その他この法人の公益目的を達成するため必要とする事業  
前項の事業は、高知県において行うものとする。

#### 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の目的に賛同し、入会した者をもって会員とする。

2. 会員の種類は、次のとおりとする。  
(1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
3. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならぬ。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、別に定める額(以下「会費」という。)を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)  
第9条

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において議決権の過半数を有する会員が出席し、総会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の支払義務を2年以上履行しなかつたとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 前条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第12条 第10条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 総会

(構成)  
第13条

2. 総会は、すべての会員をもって構成する。  
前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)  
第14条

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2. 前項の規定にかかわらず、次条第3項第2号により開催された総会においては、総会招集を請求する書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条

2. 総会は、定時総会及び臨時総会とする。  
定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。  
臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたととき。
- (2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)  
第16条

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集す

(除名)  
第9条

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において議決権の過半数を有する会員が出席し、総会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の支払義務を2年以上履行しなかつたとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 前条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第12条 第10条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 総会

(構成)  
第13条

2. 総会は、すべての会員をもって構成する。  
前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)  
第14条

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2. 前項の規定にかかわらず、次条第3項第2号により開催された総会においては、総会招集を請求する書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条

2. 総会は、定時総会及び臨時総会とする。  
定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。  
臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたととき。
- (2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)  
第16条

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集す

<p>2. 臨時総会を招集しなければならないときは、会議の日時、場所、目的、審議事項その他の法令に定める事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催の日の1週間前までに会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面により議決権を行使できる旨を決定した場合には、総会開催の日の2週間前までに通知しなければならない。</p>	<p>る。ただし、総会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。理事長は、前条第3項の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p>
<p>3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項その他の法令に定める事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催の日の1週間前までに会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面により議決権を行使できる旨を決定した場合には、総会開催の日の2週間前までに通知しなければならない。</p>	<p>る。ただし、総会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。理事長は、前条第3項の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p>
<p>(議長) 第17条 総会の議長は、当該総会において、出席した会員の中から選出する。</p>	<p>(議長) 第17条 総会の議長は、当該総会において、出席した会員の中から選出する。</p>
<p>(定足数) 第18条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。</p>	<p>(定足数) 第18条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。</p>
<p>(議決権) 第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。</p>	<p>(議決権) 第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。</p>
<p>(決議) 第20条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、総会員の過半数の会員が出席し、出席した会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員としての議決に加わる権利を有しない。</p>	<p>(決議) 第20条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、総会員の過半数の会員が出席し、出席した会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員としての議決に加わる権利を有しない。</p>
<p>2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。</p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。</p>
<p>(1) 会員の除名</p>	<p>(1) 会員の除名</p>
<p>(2) 監事の解任</p>	<p>(2) 監事の解任</p>
<p>(3) 役員等の責任の一部免除</p>	<p>(3) 役員等の責任の一部免除</p>
<p>(4) 定款の変更</p>	<p>(4) 定款の変更</p>
<p>(5) 事業の全部の譲渡</p>	<p>(5) 事業の全部の譲渡</p>
<p>(6) 解散</p>	<p>(6) 解散</p>
<p>(7) 合併契約の承認</p>	<p>(7) 合併契約の承認</p>
<p>(8) 不可欠特定財産の処分</p>	<p>(8) 不可欠特定財産の処分</p>
<p>(9) その他法令で定められた事項</p>	<p>(9) その他法令で定められた事項</p>
<p>3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>	<p>3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>
<p>4. 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</p>	<p>4. 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(書面表決等) 第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p>	<p>(書面表決等) 第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p>
<p>2. 前項の代理権の授与は、総会ごとに行われなければならない。</p>	<p>2. 前項の代理権の授与は、総会ごとに行われなければならない。</p>
<p>3. 第1項の規定に基づき代理行使された議決権は、出席した会員の議決権の数に算入する。</p>	<p>3. 第1項の規定に基づき代理行使された議決権は、出席した会員の議決権の数に算入する。</p>
<p>(報告の省略) 第22条 理事が会員全員に対し、総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことに関して、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その事項の総会への報告があったものとみなす。</p>	<p>(報告の省略) 第22条 理事が会員全員に対し、総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことに関して、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その事項の総会への報告があったものとみなす。</p>
<p>(議事録) 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p>	<p>(議事録) 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p>

- (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 会員の現在数
  - (3) 総会に出席した会員の数(議決権行使書面を提出した会員を含む。)
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議長及び総会で選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名、押印する。

#### 第5章 役員等

##### (役員の設定)

- 第24条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事長 1名
  - (2) 副理事長 2名以内
  - (3) 常務理事 1名
  - (4) 理事 8名以上15名以内(理事長、副理事長、常務理事を含む。)
  - (5) 監事 2名
2. 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

##### (役員を選任)

- 第25条 理事及び監事は、会員の中から総会の決議によって選任する。
2. 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  3. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
  4. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記を行い、登記事項証明書を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
  5. 理事のうち、理事のいずれか1名とその他の配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。また、監事について同様とする。
  6. 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

##### (理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
  3. 副理事長は理事を補佐する。
  4. 常務理事は、業務の執行をばかり、理事長を補佐する。
  5. 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

##### (監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
  - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が不正行為を行い、もしくは当該行為を行うおそれがあるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
  - (5) 前号の場合において必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。この場合において、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が寄せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又

- (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 会員の現在数
  - (3) 総会に出席した会員の数(議決権行使書面を提出した会員を含む。)
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議長及び総会で選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第5章 役員等

##### (役員の設定)

- 第24条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事長 1名
  - (2) 副理事長 2名以内
  - (3) 常務理事 1名
  - (4) 理事 8名以上15名以内(理事長、副理事長、常務理事を含む。)
  - (5) 監事 2名
2. 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

##### (役員を選任)

- 第25条 理事及び監事は、会員の中から総会の決議によって選任する。
2. 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  3. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
  4. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記を行い、登記事項証明書を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
  5. 理事のうち、理事のいずれか1名とその他の配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。また、監事について同様とする。
  6. 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

##### (理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
  3. 副理事長は理事を補佐する。
  4. 常務理事は、業務の執行をばかり、理事長を補佐する。
  5. 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

##### (監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
  - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が不正行為を行い、もしくは当該行為を行うおそれがあるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
  - (5) 前号の場合において必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。この場合において、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が寄せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又

これらの行為をすおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめようを請求すること。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事及び監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第29条 理事及び監事は、総会において会員総数の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、総会で報酬等を支給することについて承認された常勤の理事は、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。また、総会で報酬等を支給することについて承認された監事については、総会において定める総額の範囲内で、監事の協議により別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2. 役員には、費用を弁償することができる。
3. 第1項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(就業及び利益相反取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる場合には、総会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2. 前項の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事事に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

第32条 この法人は、法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員が職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除することができる。

(幹事会)

- 第33条 第4条の事業の実施に関する方針及び研究方法の検討を行うため幹事会を置くことができる。
2. 幹事会の設置及び運営に関する規程は、別に定める。

(構成)

- 第34条 この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第6章 理事会

これらの行為をすおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめようを請求すること。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事及び監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第29条 理事及び監事は、総会において会員総数の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、総会で報酬等を支給することについて承認された常勤の理事は、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。また、総会で報酬等を支給することについて承認された監事については、総会において定める総額の範囲内で、監事の協議により別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2. 役員には、費用を弁償することができる。
3. 第1項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(就業及び利益相反取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる場合には、総会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2. 前項の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事事に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

第32条 この法人は、法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員が職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除することができる。

(幹事会)

- 第33条 第4条の事業の実施に関する方針及び研究方法の検討を行うため幹事会を置くことができる。
2. 幹事会の設置及び運営に関する規程は、別に定める。

(構成)

- 第34条 この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第6章 理事会

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時、場所及び総会の目的事項の決定
  - (2) 規則、規程の制定、廃止及び変更に関する事項
  - (3) 前号のほかこの法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認められた事項
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な職員の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
  - (6) 第32条に定める責任の一部免除

(開催)

第36条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事長以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事が招集したとき。
- (4) 監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 前条第3号及び第4号の場合を除き、理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号又は第4号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するとき、理事長の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対しその通知をしなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを短縮することなく開催することができる。
5. 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 前項の規定にかかわらず、理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事長を選出するまでの間、理事会の議長は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名、押印する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時、場所及び総会の目的事項の決定
  - (2) 規則、規程の制定、廃止及び変更に関する事項
  - (3) 前号のほかこの法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認められた事項
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な職員の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
  - (6) 第32条に定める責任の一部免除

(開催)

第36条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事長以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事が招集したとき。
- (4) 監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 前条第3号及び第4号の場合を除き、理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号又は第4号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するとき、理事長の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対しその通知をしなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを短縮することなく開催することができる。
5. 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 前項の規定にかかわらず、理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事長を選出するまでの間、理事会の議長は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名、押印する。

(資産の構成)  
第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種類)  
第42条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。  
基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (1) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
- (2) その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)  
第43条 この法人の資産の管理については、理事長が行うものとし、その方法については、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

2. この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

(基本財産)  
第44条 この法人の基本財産は、第42条第2項に定める財産とする。

2. 前項の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときには、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(経費の支弁)  
第45条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)  
第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書等)  
第47条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が毎事業年度開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
3. 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)  
第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長は次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

(資産の構成)  
第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種類)  
第42条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。  
基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (1) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
- (2) その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)  
第43条 この法人の資産の管理については、理事長が行うものとし、その方法については、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

2. この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

(基本財産)  
第44条 この法人の基本財産は、第42条第2項に定める財産とする。

2. 前項の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときには、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(経費の支弁)  
第45条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)  
第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書等)  
第47条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が毎事業年度開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
3. 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)  
第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長は次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の計算書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

4. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告  
(2) 理事及び監事の名簿  
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類  
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)  
第49条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条4項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)  
第50条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において会員の過半数が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2. この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同様である。

(会計原則)  
第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2. 特定費用準備資金及び特定の資産の取得に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議を経て、別に定める。

(基金の募集)  
第52条 この法人は、基金の拠出を会員又はその他第三者に求めることができる。

2. 拠出された基金は、この法人が解散するまでは返還しないものとする。

(基金の返還)  
第53条 基金の返還の手続については、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所、方法、その他の必要な事項を清算人において別に定める。

(定款の変更)  
第54条 この定款は、総会において、総会員の3分の2以上の議決により、変更することができる。

2. 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)  
第55条 この法人は、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2. この法人が前項の合併又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)  
第56条 この法人は、法人法第148条の事由によるほか、総会において、総会員の議決権の3分

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の計算書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

4. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告  
(2) 理事及び監事の名簿  
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類  
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)  
第49条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条4項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)  
第50条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において会員の過半数が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2. この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同様である。

(会計原則)  
第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(基金の募集)  
第52条 この法人は、基金の拠出を会員又はその他第三者に求めることができる。

2. 拠出された基金は、この法人が解散するまでは返還しないものとする。

(基金の返還)  
第53条 基金の返還の手続については、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所、方法、その他の必要な事項を清算人において別に定める。

(定款の変更)  
第54条 この定款は、総会において、総会員の3分の2以上の議決により、変更することができる。

2. 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)  
第55条 この法人は、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2. この法人が前項の合併又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)  
第56条 この法人は、法人法第148条の事由によるほか、総会において、総会員の議決権の3分

第8章 基金

第9章 定款の変更及び解散

の2以上の議決により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第57条 この法人が公益認定の取消しを受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(事務局)

第60条 この法人の事務を処理するために、この法人に事務局を置く。

事務局には、次の職員を置く。

2. (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 若干名
- (3) 研究所員 若干名
- (4) 事務局員 若干名
3. 前項第1号の事務局長の選任及び解任については、理事会で行う。
4. 第2項第1号以外の職員については、理事長が任免する。
5. 事務局の組織、運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第61条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (4) 総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
- (5) 第20条第4項に規定する総会の決議の省略をした場合の同意書
- (6) 第39条第2項に規定する理事会の決議を省略した場合の同意書
- (7) 理事、監事及び会員の名簿並びに履歴書
- (8) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (9) 定款に定める機関(理事会及び総会)の議事に関する書類
- (10) 財産目録
- (11) 役員等の報酬規程(第30条第1項ただし書に該当する場合)
- (12) 事業計画書及び収支予算書
- (13) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (14) その他法令で定める書類及び帳簿

第12章 雑則

(委任)

第62条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

の2以上の議決により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第57条 この法人が公益認定の取消しを受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(事務局)

第60条 この法人の事務を処理するために、この法人に事務局を置く。

事務局には、次の職員を置く。

2. (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 若干名
- (3) 研究所員 若干名
- (4) 事務局員 若干名
3. 前項第1号の事務局長の選任及び解任については、理事会で行う。
4. 第2項第1号以外の職員については、理事長が任免する。
5. 事務局の組織、運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第61条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (4) 総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
- (5) 第20条第4項に規定する総会の決議の省略をした場合の同意書
- (6) 第39条第2項に規定する理事会の決議を省略した場合の同意書
- (7) 理事、監事及び会員の名簿並びに履歴書
- (8) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (9) 定款に定める機関(理事会及び総会)の議事に関する書類
- (10) 財産目録
- (11) 役員等の報酬規程(第30条第1項ただし書に該当する場合)
- (12) 事業計画書及び収支予算書
- (13) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (14) その他法令で定める書類及び帳簿

第12章 雑則

(委任)

第62条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長(代表理事)は山本晋平、副理事長(代表理事)は筒井早智子、折田晃一、常務理事(業務執行理事)は石川俊二とする。
3. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長(代表理事)は山本晋平、副理事長(代表理事)は筒井早智子、折田晃一、常務理事(業務執行理事)は石川俊二とする。
3. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。